

絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略(案)の概要

第1章 背景

- 平成23年度に絶滅のおそれのある野生生物種(絶滅危惧種)の保全状況を点検
- 「生物多様性国家戦略2012-2020」に絶滅危惧種の保全に関する戦略を作成することを記述
- 中央環境審議会の答申、種の保存法改正法の国会審議

第2章 目的

本保全戦略は、生物多様性国家戦略の国別目標C-2(絶滅危惧種の個体数の減少防止等)の達成に向けて、環境省として、我が国に生息する絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方と早急に取り組むべき施策の展開について示す。

第3章 我が国の絶滅危惧種の現状と課題

環境省レッドリスト

- 第4次レッドリスト(平成24年度公表)では、10分類群合計で3,597種の絶滅危惧種が掲載され、依然として深刻な状況。

我が国の絶滅危惧種の保全

- 過去20年で、種の保存法をはじめ保全に関する法令等の制度の整備は進んできたが、制度の活用は不十分。
- 科学的知見や制度運用の体制が不足。
- 効果的な保全に向けて絶滅危惧種保全の優先順位が不明瞭。

希少野生生物の国内流通管理

- 種の保存法改正により違法捕獲や違法取引の罰則が強化
- 改正法施行後3年の法規定の検討に向けて、必要な調査や検討を継続して行う。

第4章 基本的考え方

- **保全の優先度の考え方**: 種の存続の困難さと対策効果の視点で保全に取り組む種の優先度を決定。環境省が主導して取り組む場合には、全国レベルでの保全の必要性も考慮。
- **種の状況を踏まえた効果的な保全対策の考え方**: 種の特性や減少要因を踏まえ対策を選定。生息・生育地での保全を基本とし、生息域外保全は補完として取り組む。
- **環境省における計画的な保全対策実施の考え方**:

【知見及び技術の集積と共有】

- ・科学的知見や保全に関する情報等の蓄積と各関係主体間の共有
- ・保全の進捗状況評価の仕組み整備

【各種制度の効果的な活用】

- ・種の保存法による種指定の促進
- ・種の保存法以外の法令及び制度を効果的に活用

【保全の体制等のあり方】

- ・人材や予算等の確保、関係主体の効果的な連携体制の整備
- ・普及広報による社会の理解や関心の促進

第5章 施策の展開

1. 絶滅危惧種に関する情報及び知見の充実

- ① 絶滅危惧種の生態及び生息・生育状況に関する情報の整備等
- ② レッドリスト及びレッドデータブックの整備
- ③ 絶滅危惧種保全重要地域の抽出
- ④ 絶滅危惧種の保全状況の分析

2. 絶滅危惧種の保全対策の推進

- ① 種の保存法による絶滅危惧種の保全
 - ・2020年までに300種の新規指定を目指す
- ② 他法令の保護地域の制度等の活用
- ③ 保護地域以外での保全の取組
- ④ 保全手法及び保全技術の開発と普及

3. 多様な主体の連携及び社会的な理解の促進

- ① 多様な主体の連携
 - ・関係省庁や地方公共団体との適切な役割分担と協力体制の形成
 - ・保全の取組において、多様な主体との連携体制の検討
- ② 社会的な理解の促進
 - ・絶滅危惧種の保全に際して重要な考え方の普及
 - ・絶滅危惧種の危機の状況や保全の必要の幅広い広報